

# 提 案 理 由

議案第98号

損害賠償の額を定め和解することについて

理 由

公用車の事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものである。

**【事故の概要】**

令和2年8月28日、養父市大屋町中地内で公用車を方向転換するため、切り返しの後進をした際、駐車してあった車両に衝突し、破損させたもの

- 責任割合            市の過失100%
- 損害賠償の額       541,120円